

内藤証券の「約款・規定集」新旧対照表

2022年9月30日

2022年10月1日を効力発生日として「約款・規定集」を一部改訂します。なお、下線部分が改訂箇所です。

総合取引約款

改訂後(2022年10月1日～)	現行
<p>(外貨の取扱い)</p> <p><u>第6条</u></p> <p><u>外貨と円貨の交換を行う場合は、別の指定がない限り、交換日における当社の定めるレートにより換算した額を授受するものとします。なお、お客様からお預かりしている外貨から異なる外貨に直接交換することはできません。</u></p> <p>2. <u>前項の交換日は、次の金銭については当該各号に定める日とします。ただし、別に定めた場合を除きます。</u></p> <p>① <u>有価証券等の売買代金 売買が成立した日</u></p> <p>② <u>有価証券等の売買を伴わない場合 お申し出のあった日</u></p> <p>3. <u>お客様が個別の金銭の授受について、使用を希望する外貨をあらかじめ当社に通知し、当社が承諾した場合は、当該金銭の授受は当該外貨で行うものとします。なお、お客様からお預かりしている外貨を異なる外貨と交換する場合には、いったん円貨に換算した上で、当該異なる外貨に換算した額を授受するものとします。</u></p> <p>4. <u>有価証券等の売買を伴わない場合の、外貨と円貨の交換は、当社が承諾した場合に限ります。</u></p> <p>5. <u>外貨と円貨の交換を行う際の条件、方法等は、以上に定めるほか当社が別途定めるところによります。</u></p> <p><u>第6条以下を1条ずつ繰り下げ</u></p> <p style="text-align: right;">2020年10月</p>	<p><新設></p> <p style="text-align: right;">2022年10月</p>

インターネット総合取引約款

改訂後(2022年10月1日～)	現行
<p>(外貨の取扱い)</p> <p><u>第9条</u></p> <p><u>外貨と円貨の交換を行う場合は、別の指定がない限り、交換日における当社の定めるレートにより換算した額を授受するものとします。なお、お客様からお預かりしている外貨から異なる外貨に直接交換することはできません。</u></p> <p>2. <u>前項の交換日は、次の金銭については当該各号に定める日とします。ただし、別に定めた場合を除きます。</u></p> <p>① <u>有価証券等の売買代金 売買が成立した日</u></p>	<p><新設></p>

<p>② <u>有価証券等の売買を伴わない場合 お申し出のあった日</u></p> <p>3. <u>お客様が個別の金銭の授受について、使用を希望する外貨をあらかじめ当社に通知し、当社が承諾した場合は、当該金銭の授受は当該外貨で行うものとします。なお、お客様からお預かりしている外貨を異なる外貨と交換する場合には、いったん円貨に換算した上で、当該異なる外貨に換算した額を授受するものとします。</u></p> <p>4. <u>有価証券等の売買を伴わない場合の、外貨と円貨の交換は、当社が承諾した場合に限ります。</u></p> <p>5. <u>外貨と円貨の交換を行う際の条件、方法等は、以上に定めるほか当社が別途定めるところによります。</u></p> <p><u>第9条以下を1条ずつ繰り下げ</u></p> <p style="text-align: right;">2022年10月</p>	<p style="text-align: right;">2013年7月</p>
--	---